

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社マイ・スターと労働者代表 緑川 茂樹 は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という。）に関し、以下のとおり協定する。

（時間外・休日労働を必要とする場合）

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則の規定に基づき、時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

- ① 受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ② 臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき
- ③ 決算期及び中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ④ 月内、期末等、納品検査、棚卸、代金回収、経理事務等が繁忙なとき
- ⑤ 対外的な事情などにより時間外に行わざるを得ない業務のため必要あるとき
- ⑥ その他前各号に準ずる事由が生じたとき

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び従業員数は次のとおりとする。

- ① 営業 100人
- ② 事務 100人
- ③ 設計 50人
- ④ 接客 100人
- ⑤ 清掃 100人
- ⑥ 介護 50人
- ⑦ 製造 300人
- ⑧ 組立 100人
- ⑨ 加工 100人
- ⑩ 検査 100人

（時間外労働時間及び休日労働日数）

第3条 この協定によって延長できる時間外労働の限度は、次のとおりとする。

業務の種類	1日	1か月	1年
営業	5時間	45時間	360時間
事務	5時間	45時間	360時間
設計	5時間	45時間	360時間



接客	5時間	45時間	360時間
清掃	5時間	45時間	360時間
介護	5時間	45時間	360時間
製造	5時間	45時間	360時間
組立	5時間	45時間	360時間
加工	5時間	45時間	360時間
検査	5時間	45時間	360時間

2 この協定によって労働することができる休日労働日数の限度並びに始業、終業時刻は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

業務の種類	1か月	①	②	始業、終業時間
営業	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
事務	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
設計	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
接客	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
清掃	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
介護	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
製造	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
組立	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
加工	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間
検査	4日	午前8時30分	翌午前8時30分	①から②の間の8時間

(特別条項)

第4条 通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、1日あたりの時間外労働は6時間まで延長でき、1か月45時間を超える時間外労働は、1年間で6回まで可能とする。1年間の延長時間の限度は720時間とする。なお、延長時間が1か月の限度基準(45時間)を超えた場合または1年の限度基準(3



60時間)を超えた場合の割増賃金率は25%とする。

2 前項に定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満とし、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないものとする。

3 限度時間を超えて労働させる場合については、労働者代表者に対する事前申入れにより行うものとする。

(健康および福祉の確保)

第5条 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するために、以下の各号に定める措置を講ずるものとする。

- ① 対象労働者に対しては一定時間の休憩を与える
- ② 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するために1時間の勤務間インターバルを設定
- ③ 職場での時短対策会議の開催

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和4年2月1日から5年1月31日までとする。

令和 5年 1月 27日

使用者職氏名 株式会社 マイ・スター
代表取締役 飯田泰司



労働者代表 緑川 茂樹



60時間)を超えた場合の割増賃金率は25%とする。

- 2 前項に定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満とし、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないものとする。
- 3 限度時間を超えて労働させる場合については、労働者代表者に対する事前申入れにより行うものとする。

(健康および福祉の確保)

第5条 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するために、以下の各号に定める措置を講ずるものとする。

- ① 対象労働者に対しては一定時間の休憩を与える
- ② 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保するために1時間の勤務間インターバルを設定
- ③ 職場での時短対策会議の開催

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までとする。

令和 5年 1月 27日

使用者職氏名 株式会社 マイ・スター
代表取締役 飯田泰司



労働者代表 緑川 茂樹

